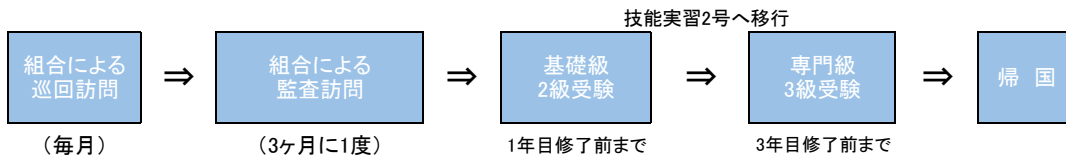


技能実習生受入れ後の流れ



巡回・監査時にご準備頂く書類

- ・ 日誌のコピー(毎週メールかFAXでお送りください)
- ・ タイムカードのコピー
- ・ 給料明細のコピー
- ・ 給料受領書または、通帳のコピー
- ・ 実習生の宿題
- ・ その他必要な回収物

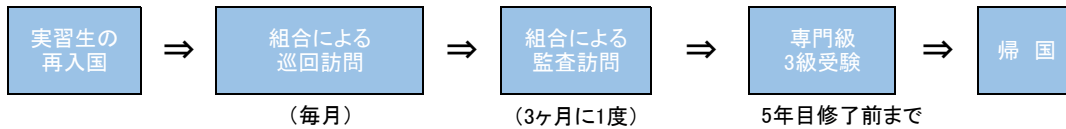
基礎級受験

- ・入国後約4ヶ月後に申込
- ・入国後約10ヶ月後に申込

専門級受験

- ・入国後約23ヶ月後に申込
- ・入国後約27ヶ月後に申込

3号に移行する場合



※2019.9.6より3号1年目期間中に1ヶ月以上の帰国を行えばよい

◎技能実習生受入れの際に特にご注意くださいこと

- ・休日は1週間に1日、ひと月に必ず4日は休日が必要です。
- ・時間外労働については可能ですが日本人と同等ではありません。
(変形労働時間制を組んでいても上限42時間/月)
- ・時間外労働については可能ですが日本人と同等ではありません。
- ・賃金は時間外労働、休日出勤に応じて必要な金額をお支払い頂きます。
- ・生活環境は企業様の指導の下に築き上げていきますが組合の指導もあります。
- ・仕事内容につきましてはすべて技能実習生計画認定通りに行う義務があります。

技能実習生は定められたルールの下で受入れが成立されています。

ルールの厳守、組合の指導、要望を承諾いただけない場合は受入れが継続出来ない場合があります。正当な理由がない場合は組合が判断致します。

年 月 日

住所
企業名
代表者名

印